

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照案文

○独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。</p> <p>一 機構法附則第九条第一項に規定する業務</p> <p>二 機構法附則第九条第四項に規定する業務</p> <p>三 機構法附則第九条第五項に規定する業務</p> <p>四 機構法附則第九条第六項に規定する業務</p>	<p>附 則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。</p> <p>一 機構法附則第九条第一項に規定する業務</p> <p>二 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）</p> <p>三 機構法附則第九条第四項に規定する業務</p> <p>四 機構法附則第九条第五項に規定する業務</p> <p>五 機構法附則第九条第六項に規定する業務</p>